

薫風新都「和」で織りなす 美しい小城市

市報 おぎ



Vol.32



Photo「赤胴鈴之助剣道大会」

2007
10
October

小城市人事行政の運営等の状況の公表(19年度公表版)について…………… 2～4

| | |
|------------------|-------|
| こんにちは！市役所です…………… | 5～15 |
| まちの話題…………… | 16、17 |
| 健康コーナー…………… | 18 |
| 暮らしの生活情報…………… | 19 |
| 情報いろいろ…………… | 20、21 |

小城市人事行政の運営等の状況の公表 (19年度公表版) について

地方公務員法第58条の2の規定により人事行政の運営等における公正性、透明性を高めるため、小城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小城市条例第192号）に基づき、職員の任用、給与、勤務条件その他の状況について、前年度の概要を公表します。

詳しくは、市ホームページ（<http://www.city.ogi.lg.jp/>）に掲載していますのでご覧ください。

【問合せ】 総務課 人事・給与係（牛津庁舎） 担当 於保・高塚 ☎63-8800

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況（18年度）

| 区分 | 合計 | 一般事務 | 医師 | 保健師 | 助産師 | 看護師 | 保育士 | 給食調理員 | 幼稚園教諭 |
|------|-----|------|----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 採用者数 | 9人 | 2人 | 3人 | 1人 | 1人 | 2人 | | | |
| 退職者数 | 15人 | 6人 | 3人 | | | | 2人 | 2人 | 2人 |

（注）採用者数は、平成18年4月2日から平成19年4月1日までの集計です。

(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

| 部門 | 区分 | 職員数 | | 対前年増減数 | <参考>人口1,000人当たり職員数 | |
|--------|----------------|----------------|---------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| | | 平成18年 | 平成19年 | | | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 5人 | 5人 | 0人 | 類似団体 5.88人 8.01人 |
| | | 総務 | 86人 | 84人 | △2人 | |
| | | 税務 | 22人 | 22人 | 0人 | |
| | | 民生 | 83人 | 81人 | △2人 | |
| | | 衛生 | 26人 | 27人 | 1人 | |
| | | 農林水産 | 34人 | 33人 | △1人 | |
| | | 商工 | 7人 | 7人 | 0人 | |
| | | 土木 | 17人 | 17人 | 0人 | |
| | | 計 | 280人 | 276人 | △4人 | |
| | 教育部門 | 98人 | 94人 | △4人 | | |
| 小計 | 378人 | 370人 | △8人 | 類似団体 7.89人 10.51人 | | |
| 公営企業等 | 病院 | 71人 | 72人 | 1人 | 類似団体 7.89人 10.51人 | |
| | 水道 | 6人 | 6人 | 0人 | | |
| | 下水道 | 12人 | 13人 | 1人 | | |
| | その他 | 11人 | 11人 | 0人 | | |
| | 小計 | 100人 | 102人 | 2人 | | |
| 合計 | 478人 [490人] | 472人 [477人] | △6人 [△13人] | 10.06人 | | |

- （注）1 職員数は、一般職に属する職員数（教育長を含む。）です。
2 合計欄の〔 〕内は、条例定数の合計です。
3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業及び介護保険事業に係るものです。
4 類似団体は、参考値として平成18年のものを記載しています。

②年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 職員数 | 構成比 | 5年前の構成比 |
|---------|------|-------|---------|
| 20歳未満 | 0人 | 0.0% | 0.0% |
| 20歳～23歳 | 8人 | 1.7% | 3.2% |
| 24歳～27歳 | 36人 | 7.6% | 9.2% |
| 28歳～31歳 | 55人 | 11.7% | 13.6% |
| 32歳～35歳 | 49人 | 10.4% | 9.2% |
| 36歳～39歳 | 55人 | 11.7% | 11.6% |
| 40歳～43歳 | 55人 | 11.7% | 10.2% |
| 44歳～47歳 | 52人 | 11.0% | 11.4% |
| 48歳～51歳 | 50人 | 10.6% | 11.4% |
| 52歳～55歳 | 51人 | 10.8% | 14.0% |
| 56歳～59歳 | 60人 | 12.7% | 5.6% |
| 60歳以上 | 1人 | 0.2% | 0.8% |
| 計 | 472人 | 100% | 100% |

③定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

| 部門 | 区分 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 17年～22年計 | (参考)数値目標 |
|-------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-------------|----------|
| | | 計画始期 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | | |
| 一般行政 | 職員数 | 290人 | 280人 | 276人 | | | | — | 258人 |
| | 増減 | | △10人 | △4人 | | | | △14人(43.8%) | △32人 |
| 教育 | 職員数 | 95人 | 98人 | 94人 | | | | — | 93人 |
| | 増減 | | 3人 | △4人 | | | | △1人(50.0%) | △2人 |
| 公営企業等 | 職員数 | 101人 | 100人 | 102人 | | | | — | 92人 |
| | 増減 | | △1人 | 2人 | | | | 1人(△11.1%) | △9人 |
| 計 | 職員数 | 486人 | 478人 | 472人 | | | | — | 443人 |
| | 増減 | | △8人 | △6人 | | | | △14人(32.6%) | △43人 |

- （注）1 計画期間は、17年から22年の5年間です。
2 平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標は443人で純減数は43人（純減率8.8%）です。
3 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示すものです。

2. 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算見込み）

| 区分 | 住民基本台帳人口 (18年度末) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考)17年度の人件費率 |
|------|---------------------|--------------|-----------|-------------|-------------|---------------|
| 18年度 | 46,915人 | 16,046,677千円 | 439,570千円 | 3,525,364千円 | 22.0% | 23.9% |

（注）人件費には、特別職（市長、市議会議員、区長等）に支給される給料、報酬等を含みます。

②職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | 1人当たり給与費 B/A | (参考)類似団体平均 1人当たり給与費 | |
|------|----------|-------------|-----------------|-----------|-----------------|------------------------|---------|
| | | 給料 | 職員手当 期末・勤勉手当 | 計 B | | | |
| 18年度 | 381人 | 1,459,905千円 | 178,554千円 | 578,770千円 | 2,217,229千円 | 5,819千円 | 6,225千円 |

- （注）1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。
3 (参考)類似団体平均1人当たり給与費は、参考値として17年度のものを記載しています。

③特記事項

- 1 小城市は、平成17年3月1日に旧小城郡4町（小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町）が合併して発足した団体です。
- 2 小城市の類似団体区分・類型（平成18年4月1日現在）は、一般市・I-1（類型別構成団体数93団体）です。

④ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）

| 区分 | 平成18年 | 平成13年 |
|--------|-------|-------|
| 小城市 | 94.2 | - |
| 類似団体平均 | 95.0 | 99.0 |
| 全国市平均 | 97.4 | 101.4 |

- (注) 1 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。
 3 市町村合併により、小城市に係る平成13年の指数はありません。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額(国ベース) |
|-------|------------|-------|----------|----------|--------------|
| 一般行政職 | 小城市 | 42.5歳 | 327,210円 | 388,803円 | 350,282円 |
| | (参考) 平成18年 | | | | |
| | 佐賀県 | 43.3歳 | 357,397円 | 427,445円 | 381,579円 |
| | 国 | 40.4歳 | 328,477円 | - | 381,212円 |
| 技能労務職 | 小城市 | 44.9歳 | 292,781円 | 311,175円 | 301,777円 |
| | (参考) 平成18年 | | | | |
| | 佐賀県 | 48.0歳 | 341,017円 | 383,120円 | 356,723円 |
| | 国 | 48.4歳 | 286,500円 | - | 318,595円 |
| | 類似団体 | 47.0歳 | 311,588円 | 335,821円 | 327,353円 |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 (参考)の佐賀県、国及び類似団体は、参考値として平成18年のものを記載しています。

②職員の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 初任給 | | 経験年数別・学歴別平均給料月額 | | | |
|-------|-----|----------|-----------------|----------|----------|----------|
| | 小城市 | 国 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 | |
| 一般行政職 | 大学卒 | 159,700円 | 170,200円 | 247,211円 | 287,211円 | 348,971円 |
| | 高校卒 | 138,400円 | 138,400円 | 207,850円 | 263,160円 | 303,071円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 135,600円 | - | - | 241,860円 | 277,800円 |
| | 中卒 | 123,900円 | - | - | - | - |

- (注) 経験年数別・学歴別平均給料月額については、職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 |
|----------|-------|-------|-------|-----------|-----------|-------|-------|------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事 | 主事 | 係長、主査 | 副課長、係長、主査 | 課長、副課長、主幹 | 課長、参事 | 部長 | | |
| 職員数 | 29人 | 34人 | 64人 | 76人 | 26人 | 26人 | 7人 | | |
| 構成比 | 11.1% | 13.0% | 24.4% | 29.0% | 9.9% | 9.9% | 2.7% | | |
| 1年前 | 16.2% | 9.8% | 30.9% | 21.5% | 10.6% | 8.7% | 2.3% | | |
| 2年前 | 1.9% | 14.4% | 10.4% | 13.7% | 19.3% | 19.3% | 10.0% | 9.3% | 1.9% |

- (注) 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 平成18年に9級制から7級制に変更しています。

(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

| 区分 | 小城市 | 国 | 佐賀県 |
|------------------------------|---------|--------|---------|
| 1人当たり平均支給額(18年度) | 1,525千円 | - | 1,805千円 |
| 18年度支給割合 | 期末手当 | 3.00月分 | 同じ |
| | 勤勉手当 | 1.45月分 | 同じ |
| 加算措置の状況(職制上の段階、職務の級等による加算措置) | 役職加算 | 5~15% | 5~20% |
| | 管理職加算 | なし | 10~25% |

- (注) 佐賀県に係る「1人当たり平均支給額」は、参考値として17年度のを記載しています。

③特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| 支給実績（18年度決算見込み） | 46,840千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算見込み） | 538,391円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度） | 18.5% |
| 手当の種類 | 夜間看護手当、税務手当、野犬等の捕獲・処理手当など16種類 |

④時間外勤務手当

| 区分 | 18年度決算（見込み） | 17年度決算 |
|---------------|-------------|-----------|
| 支給実績 | 86,413千円 | 114,774千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 | 183千円 | 240千円 |

②退職手当（平成19年4月1日現在）

| 区分 | 小城市 | | 国 |
|------------|----------------------|----------|---------|
| | 自己都合 | 勸奨・定年 | |
| 支給割合 | 勤続20年 | 23.50月分 | 30.55月分 |
| | 勤続25年 | 33.50月分 | 41.34月分 |
| | 勤続35年 | 47.50月分 | 59.28月分 |
| | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 |
| その他の加算措置 | 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) | | 同じ |
| 退職時特別昇給 | なし | | 同じ |
| 1人当たり平均支給額 | 6,013千円 | 25,971千円 | - |

⑤その他の手当（平成19年4月1日現在）

| 手当名 | 内容 | 国の制度との異同 | 18年度決算（見込み） | |
|------|----------------------|----------|-------------|-----------------|
| | | | 支給実績 | 支給職員1人当たり平均支給年額 |
| 扶養手当 | 扶養親族のある職員に支給 | 同じ | 44,802千円 | 229,755円 |
| 住居手当 | 借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 | 同じ | 23,120千円 | 212,114円 |
| 通勤手当 | 通勤距離が片道2km以上である職員に支給 | 同じ | 15,074千円 | 45,817円 |

- (注) 上記手当のほか、管理職手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当があります。

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額等 | | 区分 | 18年度支給割合 | 区分 | 支給割合 | |
|----|----------------|---------------------|--------|----------|------|------|-----------|
| | 類似団体における最高/最低額 | | | | | | |
| 給料 | 市長 | 834,000円 (925,000円) | 期末手当 | 3.35月分 | 退職手当 | 市長 | 500 / 100 |
| | 副市長 | 666,000円 (740,000円) | | | | 副市長 | 294 / 100 |
| 報酬 | 議長 | 459,000円 (474,000円) | 3.35月分 | 議長 | 副議長 | 議長 | |
| | 副議長 | 400,000円 (413,000円) | | | | 副議長 | |
| | 議員 | 374,000円 (386,000円) | | | | 議員 | |

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の算定方式は「給料月額 × 在職年数 × 支給割合」で、支給時期は任期ごとです。
 3 「類似団体における最高/最低額」は、参考値として平成18年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況 (水道事業)

① 職員給与費の状況 (決算見込み)

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める職員給与費比率 B/A | (参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|------|-----------|-----------|----------|--------------------|--------------------------|
| 18年度 | 276,520千円 | 20,123千円 | 44,364千円 | 16.0% | 16.7% |

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 1人当たり給与費 B/A | (参考) 団体平均1人当たり給与費 |
|------|-------|----------|---------|----------|----------|--------------|-------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 18年度 | 6人 | 24,682千円 | 2,933千円 | 10,070千円 | 37,685千円 | 6,281千円 | 6,971千円 |

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。
 3 「(参考) 団体平均一人当たり給与費」に係るものは、参考値として17年度のものを記載しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|-------|----------|----------|
| 小城市 | 45.9歳 | 362,350円 | 550,820円 |
| 団体平均 | 44.8歳 | 376,947円 | 577,214円 |

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 団体平均に係るものは、参考値として平成18年のものを記載しています。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要 (平成19年4月1日現在)

| 1週間の正規の勤務時間 | 1日の正規の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 週休日 |
|-------------|------------|-------|--------|------|----------|
| 40時間 | 8時間 | 8時30分 | 17時15分 | 45分 | 日曜日及び土曜日 |

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

① 休暇の概要 (平成19年4月1日現在)

| 休暇の種類 | 概要等 | 給与 |
|--------|----------------------------|----|
| 年次有給休暇 | 年20日間付与 | 有給 |
| 病気休暇 | 医師の証明等に基づく必要最小限度の期間 | 有給 |
| 特別休暇 | 特別の事由による相当期間 | 有給 |
| 介護休暇 | 2週間以上継続して介護にあたる期間(6月以内) | 無給 |
| 組合休暇 | 職員団体の業務又は活動に従事する期間(年20日以内) | 無給 |

② 一般職員の年次有給休暇の取得状況

(暦年：平成18年1月1日～平成18年12月31日)

| 総付与日数 A | 総取得日数 B | 全対象職員数 C | 平均取得日数 B/C | 消化率 B/A |
|---------|----------|----------|------------|---------|
| 10,383日 | 2,516.0日 | 270人 | 9.3日 | 24.2% |

(注) 全対象職員数とは、平成18年1月1日から平成18年12月31日の全期間を在籍した一般職員(非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で交代制勤務の職員を除く。)に限り、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

③ 育児休業等の利用状況 (18年度)

| 育児休業取得者数 | 新たに取得可能となった対象職員数 | 新規取得者の平均承認期間 |
|----------|------------------|--------------|
| うち新規 13人 | 8人 | 18人 |
| | | 1年5月 |

(注) 1 育児休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続きしている職員数を含みます。
 2 男性職員の取得実績はありません。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 (18年度)

| 区分 | 休職 |
|----------|----|
| 心身の故障の場合 | 1人 |

(2) 懲戒処分の状況 (18年度)

| 区分 | 戒告 |
|--------------------------|----|
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | 1人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 1人 |

5. 職員のサービスの状況 (職員の守るべき義務の概要)

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (18年度)

| 区分 | 主な研修 | 受講者数 | |
|------|--------------|--------------------------|-----|
| 職場研修 | 接遇・ビジネスマナー研修 | 75人 | |
| 共同研修 | 階層別研修 | 市町管理者研修、市町監督者研修 など | 33人 |
| | 特別研修 | 政策課題研修、市町財務事務研修 など | 10人 |
| 派遣研修 | 研修所研修 | 財政運営、法令実務、市町村税徴収事務 など | 5人 |
| | 実務研修 | 市町等職員実務研修 (佐賀県) | 3人 |
| | 専門研修 | 法令実務基礎講座、住民参画型行政の推進講座 など | 4人 |

(2) 勤務成績の評定の状況

平成18年度から制度構築に着手しており、平成19年度は管理職級に係る評価を試行する予定です。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

| 区分 | 対象者 | 受診者 | 受診率 |
|------|------|------|-------|
| 18年度 | 473人 | 445人 | 94.1% |

(注) 対象者には、職員のほか市長、助役及び教育長を含みます。

(2) 公務災害補償の状況

平成18年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、4件(うち通勤災害0件)です。

(3) 職員の利益の保護の状況

平成18年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て、ともに該当はありません。

今月号では、6つの政策のひとつである政策5「交流と連携による質の高い元気産業のまち」とそのための5つの施策及び19年度の主な取り組みについてお知らせします。

今回は、政策6「共につくる新しいまち」を紹介します。

【問合せ】企画課 企画振興係（牛津庁舎） 担当 野口・村岡 ☎63-8803

政策5「交流と連携による質の高い元気産業のまち」

1. 政策の内容

本市の多様な資源・人・アイデアを有機的にネットワークする取り組みを積極的に推進し、安全・安心な食料の供給、地産地消を基本に、古くからの主要産業である農林水産業の維持・高度化を促進します。

また、市街地整備や景観形成等と連動した市民との協働による商店街の環境・景観の整備や新規優良企業の立地促進、知的財産などを活用した産業支援・研究開発機能の強化等により、商工業の振興や新産業の育成に努めるとともに、新設される道路網を生かし、優れた自然や貴重な歴史・文化、多様な特産品等を活用した観光・交流機能の拡充に努め、活力に満ちた元気産業のまちづくりを進めます。

政策を実現するための施策！

2. 施策の内容

(1) 農林業の振興

(1) 施策の目的

新たな時代の魅力ある農業・農村の実現と農林業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、生産者、関係機関・団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえた農林業の振興施策を推進します。

(2) 19年度の主な取組み

- 「環境にやさしい農業」の実現に向けた営農活動に対する支援
- 道整備交付金を活用しての林道天山線の整備
- 農地崩壊防止のため畦畔保護を目的として里地棚田保全整備事業（小城町岩蔵地区）

(2) 水産業の振興

(1) 施策の目的

活力と持続性のある水産業の実現に向け、漁業者、関係機関・団体、行政が一体となって周年操業体制の確立を基本にした水産業の振興施策を推進します。

(2) 19年度の主な取組み

- ノリ共同委託加工事業の取組に向けた推進
- 漁業共済事業、漁船保険事業に対する支援
- 遊漁船クラブ、青年部、女性部の活動に対する支援

(3) 商工業の振興と新産業の育成

(1) 施策の目的

人々が集う賑わいの場の再生と創造に向け、商店街の整備及び経営の近代化を支援するとともに、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致や経営体質の強化、起業化及び新産業創出を支援します。

(2) 19年度の主な取組み

- 地域経済の活性化、雇用の場の確保に向けた、企業誘致や経営体質の強化
- 商工会議所等への商工振興対策補助
- 空き店舗対策事業、中小企業小口資金貸付事業

(4) 観光の振興

(1) 施策の目的

観光都市小城の形成に向け、本市ならではの魅力ある地域資源を活用した観光ルートの開発をはじめ、近年の観光ニーズに対応した多面的な取り組みを積極的に推進します。

(2) 19年度の主な取組み

- 観光協会と連携した観光ボランティアの育成
- 観光基盤整備（牛津赤れんが館の公衆トイレ）

(5) 雇用促進と勤労者福祉の充実

(1) 施策の目的

活力あるまちづくりと快適に働ける環境づくりに向け、雇用の場の確保と雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

(2) 19年度の主な取組み

- 佐賀県事業（ネクストステージを佐賀県で）との連携
- 雇用の促進に向けた、企業情報の提供の強化

小城市地域福祉計画

～小城しあわせプラン～



No.3

基本理念である「みんなでつくろう！誰にでもやさしい支えあいのまち 小城」を実現するため、4つの基本目標を定めています。

今回は、**基本目標2** 地域でつながり、支えあおう について紹介します。

基本目標2 地域でつながり、支えあおう

高齢者や障害者、子どもや子育て家庭等の支援のためには、さまざまな関係団体が地域単位でつながることによって、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれるなどの効果が期待でき、地域で手助けを必要としているさまざまな人たちを支える力が増します。

このように、団体同士が連携することによって、必要な人に必要な情報が伝わりやすくなります。

また、このような地域のネットワークや個々の団体などの活動を推進するためには、活動の拠点となる「場」が必要であるため、保健福祉センターはもとより、地域のさまざまな施設・社会資源を活用できるように利用しやすいしくみづくりを進めていきます。

基本方針1

地域の支えあい ネットワークをつくる

★身近な地域単位で、市民や関係団体が連携して、支援を要する人の把握や、支えあいのためのネットワークづくりに取り組みます。

基本方針2

地域の支えあいや交流、 福祉活動の拠点をつくる

★地域のさまざまな施設を地域福祉の拠点として、活用します（保健福祉センター、公民館・集会所、学校など）。

あなたにできること

身近な地域単位（町内会・自治会）での支えあい活動に積極的に参加します。
公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動の場として利用しましょう。

次号（11月5日発行）の市報おぎでは、**基本目標3** サービスを利用しやすい環境をつくらう について紹介します。

【問合せ】 社会福祉課（三日月庁舎） 担当 桑原・満身 ☎73-8825



スローライフ広場

ゆつくり、ゆつたり、心ゆたかに

No.7

小城市は、市民の皆さまとの協働により「スローライフなまちづくり」を進めていきます。「スローライフなまちづくり」は、小城市の素晴らしい自然や歴史、伝統、文化を大切に、その良さを身近に感じ、それらを暮らしに生かすことにより小城市で暮らす価値に気づいていただくとともに、「緩急自在」にそれぞれにあった暮らし方をすることで、総合計画の基本目標である「質の高い美しいまち」を目指すものです。

「ゆるやかなスローライフ月間」 9月～11月

小城市内で実施されるイベント等を通して、地域の自然や歴史、伝統、文化の良さにふれ、地域の価値を再発見・再確認していただく3か月間です。そのようすをご紹介します。

9月のようす

男女共同参画フォーラム
〈ゆとりのスローワーク〉
市民の方のいろいろな手作りの品がいっぱい！
そして、くつろいだ雰囲気、ワーク・ライフバランスについて語りあいました。



男の料理教室〈男の食と健康のスローライフ〉
まず血圧の勉強をして、健康的な献立で調理実施です！（参加者の募集は締め切っています）



こんなとこにもスローライフ？

天山自然塾〈学びと自然で感じるスローライフ〉
「竹と遊ぼう」手作りの器でのそうめん流し！
弓矢でも遊びました！



小城市民病院でホメオストレッチ！
ホメオストレッチは、ストレスにより生じた心身のアンバランスをケアし、心や体を自然な状態に戻す施術法です。

ホメオストレッチを受けると、脳中枢の緊張や興奮が取り除かれ、生理学的リラクゼーションが得られます。

予約制です。

受付時間 月・火・木・金の午後2時～4時30分

受診料 2,100円（自費診療）

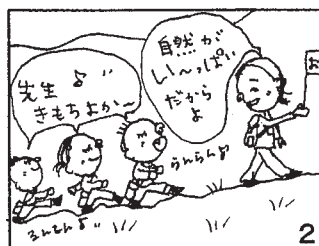
ゆつくりゆつたり 心と体を癒しませんか？

小城市民病院 ☎73-2161

〇スローライフ漫画

ちょっと立ち止まってみてみましょう

野草が食べられるの？と食べてみたくなる（食べられない野草もあります！）→ゆつくり山を歩いてみる→きれいな空気とかけがえのない自然に触れる→心ゆたかになる→自然を大切にしなければと思う→行動にでる



【問合せ】 企画課 市民協働推進係（牛津庁舎） 担当 坂田・森永（健）
☎63-8803 FAX63-8808 Eメール kikaku@city.ogi.lg.jp

ゆたか

子ども支援センター長の アドバイスコナー

第5回 スローライフな育児

10月は芸術・体育の秋とか、食欲の秋とかいわれ快適な日々が続く月です。

小城市においては、9月から始まった『ゆるやかなスローライフ月間』の2か月目にあたります。今回はその『スローライフ』にちなんで『親子の関わり』の中で親がスローに対応した方が良い場合について考えてみます。

赤ちゃんはスクスクと成長し、1歳の誕生日を迎える頃に、一歩・二歩と歩けるようになりますし、『うまうま』『ママ』『バイバイ』など唇を合わせて発音できる言葉を出せるようになってきます。両親や祖父母はその発音した言葉を聞いて微笑んで、喜びます。



子ども支援センター長
別頭 道明

幼児はその後、2歳から3歳にかけて『かきくけこ』『たちつてと』『らりるれろ』などの様々な発音ができるようになってきます。中でも『さしすせそ』の摩擦音とよばれる発音の発声の仕方が難しいです。3歳の子どもの『ちゅちゅ』『ちゅちゅちゅ』『ちゅちゅちゅちゅ』などと発声するのは、口の中で舌を操作するのが難しいからです。

幼児は親の言葉を聞いて、発音している口唇を見て、それを自分で真似をして覚えていきます。初めの頃は、失敗することが多いです。何と言っているのか分かりませんが、しかし、親がゆっくりと子どもを見つめて話しかけてやれば、段々と正しい発音になってきます。親や幼稚園・保育園の先生方が幼児に話しかける時には、大人同士で話す時のような早口で話さずに、『スローにゆっくり』と話した方がいろんな面で効果が上がり易いです。

次に、3歳・4歳の幼児がシャツやパンツを自分で着たりはいたりします。前後を反対にしたり正しくできたりします。はさみで紙を切ったり、お茶を急須から茶碗に注いだりします。親や先生の真似をして、不器用で・危なかしが多様な動作を繰り返しながら徐々に成長していき、自立をしていきます。この時期に、早く済ませたい・早く片づけたいと思いきこんでいる『セツカチな親や先生』は、自立のためのいろんな動作を幼児に繰り返しさせずに、「あーもねー 早うせんね」などと言いながら自分でしてしまいがちです。

親や先生は『スローにゆっくり』の気持ちで幼児にその動作の手本を繰り返し見せて、その手を取って教え込み、余裕を持ってその動作を見てやり、良く出したら褒めてやりましょう。この方法が、効果が上がり子どもにとっては良いです。

そして、少し成長した小学生・中学生の子どもと親が話す時のことです。子どもは親に対して、返事や回答や善悪

の判断などを求めて話しかけてきます。親は子どもから「○○○について、どがねえ？」と聞かれた時に「それは○○○やろうもん」「○○○しなさい」などと、早く返事や回答をする時があります。忙しい職場で、すぐに結論を出して会話をしている親や気が短い親の場合には、つい、すぐに反応をしてしまいます。せっかくの親子の会話は、です。

「ふーんそう・・・じゃあ△△△はどう？」などと逆に親は質問したりしてゆっくりと会話を進めた方が意志の疎通はよくできます。

それと、子どもとの会話の中や日常生活で「この子どもは○○○やもんねー」など子どもへの行動傾向や人格までも親の気分で決め付けてしまう時もあります。これは、成長・発達中の子どもにとっては迷惑なことで困ったことです。

『スローにゆっくり』の気持ちで子どもを育てた方が、親子の意志の疎通や相互理解ができて、子どもの発達が促進し、家族力が増していきます。『スロー』は『スピーディー』と『ノーマル(普通)』とともに日常生活の大切な要素です。

小城市適応指導教室「ほたる」 をご存知ですか？

学校に登校できない子どもたちの居場所としてご利用できます。

詳しい内容についてはお電話ください。
市教育委員会 子ども支援センター
0952-72-1021



**平成20年4月
後期高齢者医療制度
がスタートします！**

急速な高齢化社会の到来により、高齢の人の負担と、若年の人の負担を明確にするため、平成18年6月の国会において関連する法律が成立しました。

その法律により、現在の「老人保健制度」にかわり、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートします！

平成20年3月まで
老人保健制度
(国保・社保・健保組合等)

平成20年4月から

後期高齢者医療制度

これまでは、75歳(一定の障害の状態にある人は65歳)以上の人は、国民健康保険や社会保険、健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療給付を受けていましたが、平成20年4月からは新たに創設される「後期高齢者医療制度」

により医療給付を受けること
になります。

【問合せ】

佐賀県後期高齢者医療広域
連合

☎64-8476

国民年金保険料

保険料を納めるのが難しい
方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があり、次の3種類があります。

① 免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、

保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年の所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

①②③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格

を見る場合に必要な期間に参入されます。(一部納付については、一部納付保険料を納付している事が必要です。)

①の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりです。一部納付は、納付すべき保険料を納付されなかった場合は、年金額に参入されません。

- ・全額免除 ↓ 6分の2
- ・半額納付 ↓ 6分の4
- ・4分の1納付 ↓ 6分の3
- ・4分の3納付 ↓ 6分の5

②、③の期間については、受給資格の必要な期間には参入されますが、老齢基礎年金の額には参入されません。

将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①②③の期間について10年以内であれば(平成19年4月分なら平成29年4月まで)、さかのぼって保険料を納めることができます。

保険料を「未納」のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①②③の申請をしましょう。

保険料の免除を受けるためには、前年の所得を確認するため、確定申告をしておく必要があります。詳しくは係までお問合せください。

【問合せ】

国民年金課(小城市庁舎)

担当 円城寺

☎73-8802

小城市授産場利用者募集

■対象者：療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳をお持ちの方

■利用時間：午前8時30分～午後5時まで(時間の調整可能です)

■利用場所：小城市授産場(小城消防署北分署南)

■作業内容：羊羹用のダンボール組み立て加工・手袋の袋詰め
クッション材作業等

■運営方針

社会自立・家庭自立を基本に考え、一般社会に入っていくときに馴染んでいけるよう、作業や行事を行う中で訓練を行っています。

詳細については、お気軽に授産場にお尋ねください。

【問合せ】小城市授産場(福祉部 社会福祉課)

☎73-2713 担当 熊手・野田

マイバッグ キャンペーン

10月は買い物袋持参運動の
強調月間です！

家の中に不要なレジ袋、包装紙ってありませんか？ 私たち一人ひとりがごみを出さない買い物すれば、ごみも減り、環境にもやさしいんです。

まずは、マイバックからはじめましょう！

【問合せ】

生活環境課 廃棄物対策係
(小城庁舎) 担当 乙成
☎73-8803

犬のフンの後始末は 飼い主で

散歩中に犬の残したフンに関する苦情が数多く寄せられています。

飼い主は散歩中のマナーを守り、犬のフンは持ち帰るよう心がけましょう。

また、生後91日以上の犬は、生涯1回の登録が義務づけられていますので、犬を飼っているまだ、登録がお済でない方は、登録をお願いします

【問合せ】

生活環境課 生活環境係

(小城庁舎)
担当 秋野・川浪
☎73-8803

高齢者インフルエンザ 予防接種を実施

市外の医療機関でも市の補助対象で予防接種を受けられます。(但し、一部医療機関では接種できない場合がありますので事前に医療機関へお問い合わせください。)

市外医療機関での接種を希望される方は、医療機関へ予約後、予約票等を健康増進課・各保健福祉センター及び各庁舎総合窓口へ取りに来てください。

市内医療機関で接種される方は医療機関に予約票を準備しています。

◆接種機関

平成19年10月1日
～平成19年12月31日

◆対象者

- ① 満65歳以上の小城市民で予防接種を希望する人
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器等の機能に身体障害者手帳1級程度の障害を有する方で、予防接種を希望する人

◆接種回数

インフルエンザ
HAワクチン 1回

◆料金

自己負担1,200円
(病院の窓口でお支払ください。)

生活保護世帯は無料

(資格証が必要です。接種前に保護係へ申請してください。)

◆医療機関へ持参するもの

- 予診票(市外で接種する方のみ)
- 健康保険証・健康手帳
- 60歳以上65歳未満の方は、身体障害者手帳

◆市内医療機関

| | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|----------------------|--|------------------------|
| 石井外科医院 ☎73-3641 | 伊東医院 ☎73-3235 | 酒井内科クリニック ☎71-1377 | さかた診療所 ☎72-1170 | 高橋内科 ☎72-1100 | 豊田医院 ☎72-2031 | 野田好生医院 ☎72-3232 | 藤井整形外科医院 ☎72-7650 | やなぎしまこども医院 ☎73-3666 |
| 《小津》 | 《三日月》 | 《若刈》 | 《問合せ》 | 《三日月》 | 《若刈》 | 《問合せ》 | 《三日月》 | 《若刈》 |
| 村岡内科医院 ☎66-3750 | 樋口医院 ☎66-4838 | 鶴田整形外科 ☎66-4114 | 徳富医院 ☎66-1547 | 古賀医院 ☎73-2067 | 鶴田運動機能回復クリニック ☎51-5611 | 百武整形外科医院 ☎66-5335 | 健康増進課 母子保健係 (三日月庁舎) 担当 南里 ☎73-8822 | ひらまつ病院 ☎72-2111 |
| 小城市民病院 ☎73-2161 | 坂田整形外科 ☎72-1151 | ひろおか内科・神経内科クリニック ☎73-8022 | 徳富医院 ☎66-1547 | 坂田クリニク ☎72-1151 | 鶴田運動機能回復クリニック ☎51-5611 | 百武整形外科医院 ☎66-5335 | 健康増進課 母子保健係 (三日月庁舎) 担当 南里 ☎73-8822 | ひらまつ病院 ☎72-2111 |

有料広告

小城幼稚園・園長に聞く

第3回・サークルドレミ

話・矢野章子(小城幼稚園園長)

Q まず「サークルドレミ」について教えてくださいませんか？

A: 「ドレミ」は私たちが主宰している子育て支援サークルで、1〜2歳児が中心で3歳児が少しという状況です。子育てに悩んでいる方、同世代の子どもと遊ばせたい方などが対象で、親子一緒に参加していただいております。

最近では物騒な事件も多く、街や公園で安心して遊ばせられないので、こういう機会は貴重だと喜んでいただいております。ドレミは火曜の保育時間中に開催されていますので、幼稚園児とふれあったり、幼稚園生活を垣間見る事もできます。

また、お母さんの悩み相談にも応じています。家庭的な雰囲気や気軽に話せまわすし、経験豊富な先生に話す事で育児の負担を軽く出来るようです。

Q 普段から心がけている点は？

A: 幼稚園の指導方針と同様、親子で活動し経験を共有する事に重きを置いています。手作り菓子を作ったり、一緒に先生お手製のおやつを食べたり...。特にお母さんのおやつを食べていただくのは大切ですね。日ごろ、育児に追われて疲れたり、余裕がないことが多いので、子どもをのびのび遊ばせながら、お母さんもホッと一息つける場合は、育児の大きなプラスになっているはずなんです。

あと事務的にならない事でしょうか。私立幼稚園は業務内容に制約が少なく、皆さまの要望に応じて動きやすいので、ご満足いただける、自由度の高い対応ができていれるものと自負しています。

◆サークルドレミ
月2回(火曜)午前10〜11時半

◆入園説明会 10月20日(土)10時〜

◆入園願書受付 11月1日(木)8時半〜
満3歳児 15名 3歳児 30名
4歳児 15名 5歳児 若干名

◆詳しくはお問い合わせを！

0999-72-0221

人権のまど

人権学習懇談会より

芦刈のある地区で出た話題です。「よか言葉のあつたけん、そいば冷蔵庫の横に貼った」と…

『子は親の鏡』

けなされて育つと、子どもは、人をけなすようになる
とげとげした家庭で育つと、子どもは、乱暴になる
不安な気持ちで育つと、子どもも不安になる
「かわいそうな子だ」と言つて育てると、子どもは、惨めな気持ちになる
子どもを馬鹿にすると、引込みあんな子になる
親が他人を羨んでばかりいると、子どもも人を羨むようになる

叱りつけてばかりいると、子どもは「自分は悪い子なんだ」と思ってしまう
励ましをあげれば、子どもは、自信を持つようになる
広い心で接すれば、キレる子にはならない
誉めてあげれば、子どもは、明るい子に育つ
愛してあげれば、子どもは、

人を愛することを学ぶ

認めてあげれば、子どもは、

自分が好きになる

見つけてあげれば、子ども

は、頑張り屋になる

分かち合つて教えれば、

子どもは、思いやりを学ぶ

親が正直であれば、子ども

は、正直であることの大切さを知る

子どもに公平であれば、子

どもは、正義感のある子に育

つ

やさしく、思いやりをもつ

て育てれば、子どもは、やさ

しい子に育つ

守つてあげれば、子どもは、

強い子に育つ

和気あいあいとした家庭で

育てば、子どもは、この世の

中はいいとこらだと思えるよ

うになる

『子どもが育つ魔法の言葉』

(ドロシー・ローノルト)と

いうものらしい。

全ての人が生き生きと生活

し合う社会、ああ、こんなと

ころに人権の芽も、根もある

のかと気づかされた懇談会の

ひとときでした。

ありがとうございます。

社会教育指導員 早田 圭吾

人権相談コーナー

中学生の子どもが最近よくケガをして学校から帰って

きます。本人に聞いただけ

と「自分で転んだだけ」

「心配いらぬ」と言うばかり、

いじめにあつて

いるのではないかと心配です。

【答】 子どもは「いじめ」を受

けると「自分が悪いからいじ

められる」と思ってしまうこ

とで、心配させたくないとい

う気持ちもあり親や先生に打

ち明けることはしません。し

かし、いじめにあつて

いる子どもの様子を見れば、ケガが

多いとか、何らかの兆候が見

られるものです。

いじめを受けている子ども

は、心に大きな苦しみを抱え

ながら、じっと耐えています。

こういうとき、子どもを問

詰め、事情を聞き出そうとし

ても、親が介入することでは

じめがひどくなることを恐れ

ていることもあります。

子どもの変化を見抜けるの

は親であり家族なのです。普

段から親子で話し合える雰囲気

気づくり心がけ、いざと言

う時に心の変化をキャッチで

きる関係を築いておくことが

大切です。

この場合、担任の先生に事

情を話してみてください。いじ

めは、当事者同士ばかりでな

く、クラス、学校全体で対応

しなければならぬ問題です。

子どもの人権一〇番

☎ 0570-070-1110

小城市市民課人権・同和对

策室 小柳・円城寺

☎ 73-8800

有明海への水草・ゴミの流出防止にご協力ください

農業用水路・クリーク等の水落しについては、ノリ採育苗苗期に集中しないよう計画的分散放流をお願いします。

水落しの際には、ホテイア

オイ等の水草が河川等に流出

しないように適切な極門操作

をお願いします。

※10、11月は、ノリの採育苗

苗期です。

【問合せ】

有明海漁協芦刈支所

☎ 66-1225

農林水産課 水産林務係

(芦刈庁舎)

担当 中島・池田

☎ 63-8820

重度心身障害者(児)等 介護手当のお知らせ

在宅の重度心身障害者(児)等を介護されている介護者に手当を支給する制度です。

【対象】

10月1日現在で市内に住所があり、在宅で過去1年間介護保険又は障害福祉サービスを受けなかった65歳未満の障害者(児)等を介護、又は養育している方。障害者(児)等と同居し、生活を維持していることが必要です。

【障害者(児)等の条件】

※以下のいずれかに該当する必要がある。

◎身体障害者手帳1級又は2級

◎療育手帳A判定

◎精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを持ち、日常生活で常時介護を必要とする方

【手当額】

月額5,000円

基準日以前1年以内に亡くなった方も対象となります。

【問合せ】高齡障害福祉課

障害福祉係(三日月庁舎)

担当 山口

☎ 73-8820

☎ 73-8820

☎ 73-8820

男女共同参画コーナー
「さくらプラン」

「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」

小城市男女共同参画プラン

紹介3

基本目標実現のための方針
政策Ⅱ

互いに支えあうまちづくり

生涯にわたる心と体の健康維持、人権に対する理解、家庭や職場などにある性別役割分業意識の見直し等に努め、男女が互いに協力しあいながら、生涯を通じて生きがいをもって様々な活動への参画や多様な生き方ができるまちづくりを推進していきます。

政策Ⅱを実現するために

- ①子育て支援を充実させます。
- ②多様な形態の家庭への支援を行います。
- ③あらゆる暴力の根絶に向けた環境を整備します。
- ④高齢者等が安心して暮らせる条件を整備します。
- ⑤生涯を通じた健康づくりを支援します。

⑥男性にとつての男女共同参画を推進します。

⑦団塊世代の地域活動等への支援を行います。

⑧男女共同参画の視点での安全・安心のまちづくりを推進します。

⑨男女が共に働く環境整備を促進します。

⑩家族経営的な職業における男女共同参画の確立を促します。

⑪相談体制の充実と支援を行います。

推進のための指標

※それぞれの数値を増やしましょう

◎子育て支援する制度・施設の充実の満足度15%（現状値）

◎高齢者福祉・介護サービスに満足している市民の割合

◎固定的性別役割分業意識の反対率48%（現状値）

◎市内家族経営協定締結をした農家数48件（現状値）

誰もが多様な生き方の選択ができ、職場・家庭・地域とバランスのとれたライフスタイルになっていければいいですね。

【問合せ】

企画課 市民協働推進係

（牛津庁舎）

担当 森永（喜）・坂田

☎63-8803

小城市幼児教育審議会
会委員を募集します

市教育委員会では平成18年度に「小城市幼児教育及び幼稚園のあり方に関する庁内検討委員会」を設置し幼児教育及び市立幼稚園の管理運営に関する中・長期的な指針を作成するため検討を行ってきました。

そのなかで、幼児教育は義務教育への移行段階であり「学びの連続性」を踏まえた「就学前教育」を提供していくことが重要であるとの方向性をだしています。

また、市福祉部では18年度に「小城市公立保育園のあり方に関する庁内検討委員会」を設置し、公共施設の適正配置と統合整備の計画的な推進、官民との役割分担等について検討を行ってきました。

このようなことから審議会を設置し小城市の幼児教育並びに保育園及び幼稚園の運営

のあり方について調査審議および答申をいただく委員を募集します。

募集人員 2人

応募資格 小城市内在住の方で、小城市立の幼稚園及び保育園に児童が就園している保護者

※任期は諮問に係る審議会の答申が終了するまで

※会議は1回あたり2時間程度で、年間3回の開催を予定しています。

報酬の有無 有（1回あたり5,100円）

募集期間 10月5日（金）

～10月26日（金）

応募方法 次の事項を官製はがき又は任意の用紙に記入していただき、郵送、電子メール、FAX又は持参してご応募ください。

【記入事項】

- ①住所
- ②氏名（ふりがな）
- ③生年月日
- ④電話番号
- ⑤性別
- ⑥子どもさんが就園されている園名
- ⑦応募の動機（幼児教育に対

する意見等）200字以内

選考結果 11月上旬、直接応募者に通知します。

なお、応募者が募集人員を超えたときは、選考のうえ決定します。

【応募・問合せ】

〒845-8501

小城市小城町253番地21

小城市教育委員会

こども課 担当 平川

☎73-8821

FAX 73-8812

E-mail

kodomo@city.ogi.lg.jp

有料広告募集中！

『市報おぎ』を使ってあなたのお店をPRしてみませんか？申込方法など詳細はお問合せください。

■掲載料 縦4.5cm×横8.5cm 10,000円
縦4.5cm×横17.5cm 20,000円

【問合せ】秘書広報課（牛津庁舎）

担当 納富 ☎63-8801

Email : hishokouhou@city.ogi.lg.jp

HP : http://www.city.ogi.lg.jp

乳がん撲滅ピンクリボン
キャンペーン2007が
開催されます。

近年、増加・若年化の傾向にある乳がんの早期発見のために有効とされている、マンモグラフィ（乳房X線撮影）検診普及のため、講演会等が小城市で開催されます。多くの方の参加をお待ちしています。

日時 平成19年10月27日（土）

10時～15時

場所 ドウイング三日月

☎72-16616

内容

・10時～11時 女優 宮崎ますみさんの講演「がん患者になつてはじめてわかったこと、命についての考え方の変化について」

・11時～12時 九州がんセンター 片岡明美医師の講演「乳がんの早期発見の重要性と治療法の進歩やその具体例など」

・12時30分～15時 無料マンモグラフィ検診（40歳以上で検診未経験の方20人程）
※入場は無料です。

【問合せ】佐賀県健康増進課
☎25-17074

障害者の就労支援
資源物の収集を
行っています

（左記収集日、時間は持ち込むことができます。）

【収集日】

◎月・火・木・金曜日のみ

《祝・祭日、8月13～16日及び12月29日～1月5日は除く。》

【時間】午前9時～午後4時

【場所】小城消防署北分署南側倉庫（小城町）

※消防署正面入り口からは搬入しないでください。消防署西側道路からお願います。

【持ち込める資源物】

◎市が毎週水曜日に各地区で回収している資源物。
◎アルミ缶・スチール缶。
◎容器などは、水洗いし、ラベルなどはがし、分別したもの。

【問合せ】高齢障害福祉課
障害福祉係（三日月庁舎）
担当 山口
☎73-8820

市長と語る会の開催

市では、よりよい小城市を市民のみなさんと築くため、市内に在住、または勤務されているみなさんからのご意見・ご要望など“生の声”を市長が直接お伺いする『市長と語る会』を今年も開催します。

市政に対する率直なご意見や、ご提案をお待ちしていますので、ぜひ、ご参加ください！

●「市長と語る会」日程表

| 日時 | 時間 | 校区 | 場所 |
|----------------|-------------|----------|-------------|
| 平成19年10月15日（月） | 19:00～21:00 | 牛津町・牛津校区 | 牛津町／セリオホール |
| 平成19年10月19日（金） | | 牛津町・砥川校区 | J A 砥川支所 |
| 平成19年10月22日（月） | | 三日月校区 | ドウイング三日月 |
| 平成19年10月26日（金） | | 小城町・桜岡校区 | 小城公民館 |
| 平成19年10月29日（月） | | 小城町・岩松校区 | 小城町／岩松支館 |
| 平成19年10月31日（水） | | 小城町・晴田校区 | 小城町／晴田支館 |
| 平成19年11月5日（月） | | 小城町・三里校区 | 小城町／三里支館 |
| 平成19年11月7日（水） | | 芦刈校区 | 芦刈改善センターホール |

※どの会場にも参加できますので、ご都合の良い日、または会場をお選びください。

【問合せ】総務部 秘書広報課 秘書広報係（牛津庁舎）
担当 高島・副田 ☎63-8801 FAX63-8808

子どもたちの歯の健康を守るための講演会

市では、子どもたちの歯の健康を守るために乳児期から様々なむし歯予防事業に取り組んでいます。今回、歯みがきの大切さや、歯質を強くするためのフッ化物洗口を小学校においても継続して取り組むことについて、保護者の皆様をはじめ広く市民の皆様の理解を得るために講演会を開催します。多くの市民の皆様の参加をお待ちしておりますので、ぜひおいでください。

- ★対象者 小城市に居住する幼児及び児童・生徒の保護者又は一般市民
- ★演題 「子どもたちの歯の健康をみんなで考えよう」～歯みがきとフッ化物洗口の役割について
- ★講師 松永歯科医院 平山祐佳子先生
- ★日時・場所 都合の良い期日にご参加ください。

| 期 日（曜日） | 時 間 | 場 所 |
|-----------|-------------|-----------------------|
| 10月15日（月） | 14:30～15:30 | 小城市生涯学習センター「ドゥイング三日月」 |
| 10月19日（金） | 19:00～20:00 | 芦刈保健福祉センター「ひまわり」 |
| 10月20日（土） | 13:30～14:30 | 小城保健福祉センター「桜楽館」 |
| 10月21日（日） | 10:30～11:30 | 牛津保健福祉センター「アイル」 |

※託児を希望される場合は開催日の3日前までに健康増進課（☎73-8822）へご連絡ください。

《主催》小城市

《後援》小城・多久歯科医師会

【問合せ】

健康増進課 母子保健係（三日月庁舎）担当 北古賀 ☎73-8822

入札結果の公表

（8月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの）

（単位：円、%）

| 工事名等 | 指名業者等 | 落札業者 | 落札決定額 (うち消費税相当額) | 予定価格 (うち消費税相当額) | 落札率 |
|--------------------------------------|---|---------------|----------------------------|----------------------------|-------|
| 芦刈特定環境保全公共下水道事業 芦刈汚水幹線第2号管渠布設工事 | (株)武富組・(株)政工務店・(株)下村建設・(株)大義建設 岡本建設(株)・(株)丸福建設小城支店・(株)中島工務店 | 岡本建設(株) | 119,805,000 (5,705,000) | 128,100,000 (6,100,000) | 93.52 |
| 集団整備事業 牛津浄化センター電気設備工事 | (株)日立製作所九州支社・三菱電気(株)九州支社 (株)九電工佐賀支店・(株)安川電機九州支店 (株)東芝九州支社・日新電機(株)九州支店 (株)明電舎九州支社 | (株)安川電機九州支店 | 18,375,000 (875,000) | 19,267,500 (917,500) | 95.37 |
| 牛津公共下水道事業 舗装復旧第1号工事 | (株)西九州道路・佐賀舗道(株)・多久舗道(株)・栄城舗道(株) (株)修徳建設・佐賀ニチレキ(株)・(株)中島工務店 | (株)中島工務店 | 13,440,000 (640,000) | 14,395,500 (685,500) | 93.36 |
| 牛津公共下水道事業 泉第1号管渠布設工事 | (株)武富組・(株)政工務店・(株)下村建設・(株)大義建設 (株)エグチ・ビルド・岡本建設(株)・西岡建設(株) (株)中島工務店・(株)久保建設 | (株)エグチ・ビルド | 64,050,000 (3,050,000) | 68,250,000 (3,250,000) | 93.85 |
| 牛津公共下水道事業 生立ヶ里第3号管渠布設工事 | (株)武富組・(株)政工務店・(株)下村建設・(株)大義建設 飯盛土木(株)牛津町営業所・(株)エグチ・ビルド 岡本建設(株)・西岡建設(株)・(株)丸福建設小城支店 (株)中島工務店・(株)久保建設 | 飯盛土木(株)牛津町営業所 | 78,540,000 (3,740,000) | 84,000,000 (4,000,000) | 93.50 |
| 芦刈特定環境保全公共下水道事業 芦刈浄化センター建設工事 | 中島・西岡建設共同企業体、下村・丸福建設共同企業体 岡本・大義建設共同企業体 政工務店・久保建設共同企業体 武富・エグチ建設共同企業体 | 岡本・大義建設共同企業体 | 187,320,000 (8,920,000) | 199,500,000 (9,500,000) | 93.89 |
| 三日月特定環境保全公共下水道事業 国道203号（樋口）管渠布設工事 | (株)武富組・(株)政工務店・(株)下村建設・(株)大義建設 岡本建設(株)・(株)丸福建設小城支店・(株)中島工務店 | (株)大義建設 | 86,625,000 (4,125,000) | 92,400,000 (4,400,000) | 93.75 |

※入札結果については、市ホームページでも公表しています。 公表担当：産業建設部 建設課 管理係 右近 ☎63-8825

見せた!!「力」、「技」、「チームワーク」

第20回 牛津町綱引き大会

8月11日(土)、牛津中学校体育館において、第20回牛津町綱引き大会を開催しました。男性の部14チーム、女性の部7チームの参加がありました。結果は以下のとおりです。

男性の部

優勝 両新村
2位 谷
3位 小城市役所

女性の部

優勝 小城市役所 北の町から
2位 両新村
3位 柿樋瀬



両新村



小城市役所 北の町から

問合せ 牛津公民館係 担当 相川 ☎63-8813

津の里ミュージアム夏合宿

8月25(土)、26日(日)に津の里ミュージアム夏合宿を欲張りコース、林間学校コースの2つのコースで開催しました。

欲張りコース

欲張りコースは、アート、あそび、くらしの3つのテーマを盛り込み、砥川小学校を会場に、参加者83人、スタッフとして高校生22人、一般45人の総勢150人で活動しました。

1日目は清水の滝で遊び、夜は夏まつりを企画して、自分たちで屋台を運営したり、盆踊りや花火をして夏の夜を楽しみました。

2日目は自然の草花を使って、ダンボールのキャンバスに自由に絵を描きました。



あそび(清水の滝)



くらし(盆踊り)



くらし(屋台運営)



アート(自然の素材で絵画)

林間学校コース

林間学校コースには、子ども8人と交換留学生5人、高校生ボランティア6人が参加しました。1日目の石工の里ウォーキングでは、途中で「道しるべ」のペンキ塗りや石仏探しをしながら、ゴールを目指し、「お宝マップ」を作り上げました。

夕食はみんなで作ったカレー。その後、近所のご協力でもらい湯を体験し、最後は恒例の「きもだめし」を楽しみました。

2日目は、早起きをして西光寺で座禅と読経体験。八幡神社境内の清掃活動の後、石工体験として思い思いのデザインをノミで彫り、手作りの石の表札をつくりました。



問合せ 牛津公民館係 担当 相川・高木 ☎63-8813

まちの話 題



トヨタ紡織「サンシャインラビッツ」のバスケットボールクリニックを開催しました!!

8月30日に芦刈文化体育館において、バスケットボール女子日本リーグのW1リーグで活躍するトヨタ紡織「サンシャインラビッツ」を招き、ミニバスケットボールクリニックIN芦刈を開催しました。これは、日頃トップクラスの選手の試合やプレーを見る機会がない子ども達に、トップクラスの技術を肌で感じてもらうと芦刈体育協会が主催したものです。



市内のバスケットボール部に所属する子ども達約100人が参加し、サンシャインラビッツの指導のもと、トップクラスの練習方法を体験。また試合では、サンシャインラビッツの選手に、怯まず果敢に挑み、楽しくバスケに取り組みました。

芦刈町PTA連絡協議会ミニバレーボール大会



9月1日(土)、芦刈文化体育館で「ミニバレーボール大会」が開催され、参加者96名が爽やかな汗を流しました。この大会は、町内の保育園幼稚園、小学校、中学校の親睦を深めようと平成11年から毎年行われ、今年も各PTAの保護者チームと、先生チームの8チームに分かれて熱戦が繰り広げられました。暑い中、お疲れ様でした。

市内最高齢者を表敬訪問しました

9月7日、市長が市内の100歳以上の方を訪問し、記念品を手渡しました。男性の最高齢者は牛津町の土井清次さん(101歳)、女性は小城市の佐保治子さん(104歳)です。お体に気をつけて、いつもでもお元気で。

小城市内の100歳以上の高齢者(平成19年9月1日現在)23人(男性2人、女性21人)
(写真は土井清次さん)



江里山で彼岸花まつり

9月23日、小城町江里山地区で、彼岸花まつりが開催されました。

棚田の畦に咲く彼岸花と、黄金色に色づき始めた稲の見事な景観を楽しみにたくさんの方が訪れる中、鑑賞広場ではかかしフェスティバルの表彰式などが行われました。

江里山地区は、農村景観百選・日本の棚田百選に選ばれています。



寄贈ありがとうございました



9月6日、佐賀県石油商業組合及び同小城支部から防犯ブザー（計500個）を寄贈していただきました。これは地域における社会的弱者を犯罪から守るために展開している「かけこみ110番」事業の周知活動の一環として行われているものです。

寄贈していただいた防犯ブザーは市内の小・中学校において有意義に使わせていただきます。

天山祈念碑祭

9月19日、天山山頂で天山祈念碑祭が行われました。小城市、佐賀市、多久市、唐津市で構成する天山自然公園協議会が毎年この日に開催しているもので、各市の市長、議会、隣接する地区の代表者等が参集し、世界平和や五穀豊穰、天山周辺一帯の安全を祈願しました。

この日は30度を超える暑さでしたが、天山山頂ではススキが涼しい風に吹かれて秋の気配を感じることができました。



中学生が羊羹作りに挑戦



小城中学校で9月18日、オンラインワン事業の一環として、地元名産の小城羊羹作りの体験授業がありました。

1年生の生徒たちが、水田羊羹本舗社長の水田泰迪さんから羊羹の歴史などの講義を受けてから、羊羹作りに挑戦。

寒天をお湯に溶かして沸騰させた後、砂糖とあんを加えて根気よく練り上げ、容器の中に流し込んで一晩寝かせれば完成です。

生徒たちは、楽しくふるさとの伝統産業について学びました。

小城公園で合戦 赤胴鈴之助剣道大会

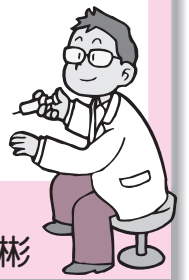
9月22日、小城公園一帯で赤胴鈴之助剣道大会が市内約150人の少年剣士が参加して開催されました。

神事と開会式は柳生新陰流とのゆかりが深い岡山神社境内において行われ、今日まで受け継がれてきた伝統の形が披露されました。

そのあと桜岡小学校体育館で熱戦がくりひろげられ、午後からは小城公園において、子どもたちが紅白2組に分かれて「合戦」が行われました。



「便秘と食物」 について



小城市民病院院長
佐藤 彬

前号で便秘についてお話ししましたが、今日は便秘予防の食べ物について紹介します。

水分

先月号でも紹介しましたが、まずは十分な水分を摂る事が便秘予防の第一歩です。

体内に水が足りないといと大腸は必死に水分を吸収しようと便から水分を吸い上げます。その結果、便がコチコチに固まってしまい出にくくなってしまいます。

朝一番に、胃に冷たい水分が入ると直接、直腸に刺激が行き排便を促します。また便は、夜寝ている間に出来るようになっていきますので寝る前の水分も脳梗塞、心筋梗塞の予防と共に便秘予防にも大切です。

人間の体内時計は、夜の間に便を作り、朝、活動開始する前に排便するように大昔からなっているのです。

食物繊維

便秘予防の食物は、食物繊維、乳酸菌、マグネシウムの3つです。

食物繊維は、食べ物の中で消化吸収されない物を言います。食物繊維は便の核になり、善玉菌を増やすので便秘解消に不可欠です。またコレステロールや余分の糖分、ダイオキシシン、発ガン物質まで吸着し、体外に排出しますので現

代人に大切な成分ですが、1日25g必要なのに、半分しか摂取されていません。緑黄色野菜、海藻類、キノコ類、こんにゃくに多く含まれています。

乳酸菌製剤

大腸の中には善玉菌が15%、悪玉菌が5%あり、残り80%が日和見菌です。日和見菌は善玉、悪玉どちらか優勢な方に応援します。ですから、どちらかに傾くので快便状態かひどい便秘になります。食物繊維と乳酸菌で善玉菌優位の環境を作りましょう。代表はヨーグルトです。ヨーグルト摂取のこつは、乳酸菌は1日で消えますので、毎日摂る事です。目安は100gです。また便は主に夜作られますので夕方に摂ると理想的です。

マグネシウム

細胞内に多い、現代人に不足しているミネラルです。その働きは、各種の酵素の働きを助け心臓、血管、神経、骨、筋肉の働きに関与する大切なものです。腸の中では便に水分を含ませています。最も良く使う下剤に酸化マグネシウムが有りますが、マグネシウムを含んでいます。ナッツ類、海藻類、大豆製品などに多く

含まれます。食物繊維と一緒に含まれることが多いので食物繊維やナッツ類を摂りましょう。

便秘予防に

お勧めのベスト5

- 1、寒天…食物繊維含有量が最も多い食品でマグネシウムも含みローカロリーですのでお勧めです。
- 2、納豆…100gあたり、食物繊維を6・7g含み、マグネシウムもあります。骨粗鬆症に良いビタミンK、カルシウム、脳梗塞、心筋梗塞予防のナットウキナーゼ、高血圧に良いカリウム、味覚障害に良い亜鉛まで含む現代人に最もお勧めの品です。
- 3、キウイフルーツ…アメリカの大学で27種類の果物の健康に及ぼす効果を調べた時第1位に選ばれました。1個で食物繊維2・5g含み簡単に食べれます。私の外来でも便秘の人に、1日1個、2週間食べてもらったら、半数の人が便秘が治りました。また、ガン予防に良いビタミンCとEを同時に含んでいる点も評価されました。
- 4、ひじき…ワカメ、昆布も優れた食品ですが、ひじきが一押し食品です。日本ひじき協会という団体まであって、ひじきを日本人の健康に役立てようと運動しているくらいです。食物繊維はごぼうの7倍、カルシウムは牛乳の12倍、鉄はレバーの6倍もありマグネシウムもたっぷり入っています。
- 5、乾物…野菜、海藻の乾物は食物繊維が凝集し多くなっており、マグネシウムもたっぷりあります。保存できますので毎日の食卓に少しづつ出してください。切り干し大根、干し椎茸、かんぴょう、大豆、わかめ、昆布などです。

時間外受診の方へ

急病等での時間外受診の場合は、必ず電話で宿日直医師の診療科をお問合せください。

専門外の疾病の場合は、診療できませんのでご了承ください。

小城市民病院 ☎73-2161

「高額な防犯システムの訪問販売」や「格安クリーニングを名目にした掃除機の訪問販売」にご用心!!

暮らしの生活情報

相談事例

事例1 (80歳代 女性)

突然訪問してきた業者に戸締りの重要性を説明され、防犯システムを勧められた。高齢者の一人暮らしなので多少興味があり、月々4,500円で10年間の防犯システムのリース契約をした。また後日業者が訪問してきて、リース契約よりお得なので変更しないかと言われ売買契約に変更した。よく考えると40万円と高額なので、解約したい。

高齢者の一人暮らしには防犯システムが安心ですよ。



事例2 (30歳代 女性)

「布団や毛布、カーペットなど何でも3枚1,000円でクリーニングします」と電話勧誘があり、来訪を承諾した。作業員が来訪し、持参してきた掃除機で掃除(クリーニング)をしてもらった。その際のホコリやダニの死骸を見せられ「市販の掃除機ではダニは取れない。この掃除機なら空気洗浄機能がついている」と勧められ契約した。冷静になって考えると40万円と高額だし、必要ないので解約したい。

何か買わされるのかしら…



今なら布団や毛布など何でも3枚1,000円でクリーニングしますよ。



アドバイス

・防犯システムには、大音響や光などで威嚇して犯行の抑止効果を目的とする自主警備システムと、警備会社が提供しているホームセキュリティシステムがあります。また、泥棒、火災、ガス漏れ、非常通報など用途によっても様々な商品があります。

何を一番に守りたいのかを十分に考えて、商品内容を十分に吟味しながら検討しましょう。

・「今なら布団やカーペット3枚を1,000円でクリーニングできます」などと言って近づき、掃除機等を販売する手口です。お得な話には裏があると疑ってください。

販売目的を隠しての勧誘は禁止されています。

- 商品の使用方法や契約内容をしっかり確認しましょう!
- すぐに契約せずに、本当に必要なものか十分検討し、必要ない場合はきっぱり断りましょう!
- その場で契約を迫るような業者や、断っても何度も勧誘してくる業者は要注意!
- 契約書面を受け取った日を含め、8日以内であれば、クーリングオフできます!

訪問販売・電話勧誘販売・消費者契約などのトラブル 消費生活相談を受付けています。

困ったときは早めにご相談ください。

消費生活専門相談員による相談を

毎週月・水・金曜日(10:00～16:00)

電話・面談にてお受けします。

相談専用電話 ☎ 72 - 5667

市民課(小城庁舎) 消費生活相談係 担当 小柳・円城寺

☎73-8800 内線2145

困った時は早めに相談!!
まずは電話で相談してね!



だまされない ともちゃん

10月は土地月間です

一定面積以上（別表）の土地について、売買等の取引をした場合には、国土利用計画法により、契約締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているかなどを審査し、場合によっては利用目的の変更を勧告することがあります。

届出をしなかったり、偽りの届出をすると罰則が科せられることがあります。

《届出義務者》 買主

《届出の時期》

契約締結後2週間以内

《届出先》

小城市企画課企画振興係

《罰則》

6月以下の懲役又は100万円以下の罰金

詳しい手続きについては、佐賀県県土づくり本部土地対策課

（☎25-7034）

または小城市企画課

（☎63-8803）

へお尋ねください。

別表

| | |
|----------------|---------|
| 市街化区域 | 2,000㎡ |
| 市街化区域以外の都市計画区域 | 5,000㎡ |
| 都市計画区域以外の区域 | 10,000㎡ |

ミニテニス参加者募集

ミニテニスは大きなボールをバドミントンコートでプレイするニュースポーツです。

日時 毎週火曜日

午前10時～12時

場所 小城市体育センター

問合せ 高木 葉子

☎73-3806

佐伯由美子

☎73-3894

若者自立支援セミナー

セミナー①

「職業ふれあいセミナー」

～食品製造業～

講師 古賀 正弘 氏

（佐賀冷凍食品㈱ 代表取締役）

日時 10月18日（木）

14：00～16：00

セミナー②

「自分みがきセミナー」

～電話の応対～

感じの良さを伝える～

講師 白梅 英子 氏

（ル・レープ 代表）

日時 10月25日（木）

14：00～16：00

受講料 無料

定員 各30名（申し込み順）

会場 雇用・能力開発機構 佐賀センター（佐賀市兵庫町若宮・JR伊賀屋駅前）

問合せ・申込み先

佐賀センター

☎26-9498

若者フリースペース

求人情報、職業訓練などの情報収集、適性、業種（職種）に関する相談など気軽に利用できる若者フリースペースです。月～金（9：00～17：00）佐賀センター2Fにて無料ご利用いただけます。

退職金は国の制度で～中退共制度について～

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいです。

安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

問合せ先

（独）勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

☎03-3436-0151

（代表）

「市長を囲む会」開催のお知らせ

小城女性団体連絡協議会では、発足時から「町長を囲む会」「市長を囲む会」を開催し、市長と直接対話することで、市民が市政について学び考える機会を持ってきました。今年も下記の日程で「市長を囲む会」を開催します。どなたでも参加していただけます。皆さんのご参加を待っています。

◆日時 10月21日（日）
10：00～12：00

◆場所 小城公民館
2階 教養室

◆内容 市政勉強会
「市長を囲む会」

市政の近況と今後の展望などを話していただきます。

参加者からの質問時間も計画しております。

◆問合せ
☎72-6407（半田）

普茶料理食事会

江戸時代初期に中国から伝来した黄檗宗（おうばくしゅう）の精進料理が普茶料理です。

民謡「華の会」による子供三味線の演奏と一緒に食事会を開催します。

■日時 11月18日（日）
12：00～

■会場 小城公民館晴田支館

■申込み

11月1日（木）8：30～
申込み先窓口で受付

■会費 4,000円（先着60名）

【問合せ・申込み先】

小城市観光協会

（小城市商工観光課内）

担当 橋口

小城市小城町253番地21

☎73-8813

パートタイム労働法が変わります ～平成20年4月1日施行～

労働人口が減少する中で、パートタイム労働者が果たす役割の重要性が増大しています。こうした中、パートタイム労働者について通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて、その能力を一層発揮することができるようパートタイム労働法が改正されることになりました。

- ◆雇入れの際は、労働条件を文書などで明確に！
パートタイム労働者を雇い入れる際は、労働条件（労働基準法で定める事項以外で、省令で定めるもの）を文書の交付等により明示すること。
- ◆パート労働者の待遇は働き方に応じて決定を！
通常の労働者（正社員）と同視すべきパートタイム労働者に対し、賃金の決定、教育訓練、福利厚生施設の利用、その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならないこと。また、その他のパートタイム労働者については、その職務の内容、能力等に応じて、通常の労働者との均衡がとれた待遇を確保すること。
- ◆パート労働者から正社員へ転換するチャンス！
パートタイム労働者に対し、通常の労働者への転換を推進するため、一定の措置を講じること。
(省令など詳細は今後制定される予定です)
問合せ 佐賀労働局雇用均等室
☎ 32 - 7218

平成19年度自衛官等募集案内

- ◆募集種目 2等陸・海・空士(男子)
- ◆受験資格 18歳以上27歳未満の男子
- ◆受付期間 年間を通じて行っています
- ◆一次試験日 受付後に指定
11月5日(月)～11月9日(金)13:00～14:00
佐賀募集案内所にて説明会を行います。
- ◆問合せ 佐賀募集案内所 ☎ 31 - 5002

職業訓練のご案内 (労務管理パソコン科)

県では、あなたのキャリアアップを全力でサポートしますので「就職に向けて頑張りたいという方」是非ご応募ください。

- 対象者：母子家庭の母
- 定員：10人(催行定員5人)
- 資格は表計算3級、ワープロ3級程度を目標に、労働保険、社会保険の制度も学べます。
- 募集締切：11月5日までにお近くのハローワークに願書を提出してください。
- 日時：事前講習会
平成19年12月3日から5日間
- 訓練期間：平成19年12月11日から3か月
- 場所：佐賀市内(県庁周辺を予定)
- 参加費：無料(テキスト代は有料)
- 問合せ 佐賀県雇用労働課 ☎ 25 - 7310

天山地区共同塵芥処理場組合から お知らせとお願い

天山地区共同塵芥処理場の施設は竣工以来、26年を経過しており、本年10月9日から11月30日まで、大規模な焼却炉定期補修工事を実施します。

工事期間中焼却炉は1炉運転となり処分できるゴミの量が半分に制限されます。皆様にはゴミ分別と減量に努められ、塵芥処理場への持込み及びゴミ出しに、ご協力をお願いします。

なお、ゴミの定期収集は予定どおり実施します。

Consultation

各種相談

| 相談名 | 相談日 | 場所 | 時間 |
|------------------------|---------|-------------------|--------------|
| 健康相談 | 毎週月曜日 | 三日月町 ゆめりあ | 9:30～11:30 |
| | | 芦刈町 ひまわり | |
| | 毎週金曜日 | 小城町 桜楽館 | 9:30～11:30 |
| | | 牛津町 アイル | |
| 医師による健康相談 | 毎週金曜日 | 小城町 桜楽館 | 14:00～15:00 |
| 行政相談 人権相談 心配ごと相談 | 毎月第1火曜日 | 芦刈町 ひまわり | 13:30～15:30 |
| | 毎月第2火曜日 | 三日月農村環境改善センター | |
| | 毎月第3火曜日 | 小城町 桜楽館 | |
| | 毎月第4火曜日 | 牛津公民館 | |
| 身障者相談 | 毎月第3金曜日 | 小城町 桜楽館 相談室 | 10:00～15:00 |
| | 毎月第1月曜日 | 三日月農村環境改善センター 会議室 | 9:00～12:00 |
| | 毎月第3水曜日 | 牛津町 アイル ボランティアルーム | 10:00～12:00 |
| | 毎月第3水曜日 | ひまわり 相談室 | 9:00～12:00 |
| | 消費生活相談 | 毎週月・水・金曜日 | 小城庁舎 消費生活相談室 |

住民基本台帳 人のうごき

平成19年9月1日現在(前月比)

| | | |
|-----|-----|---------------|
| 人口 | >>> | 46,781人 (-48) |
| 男 | >>> | 22,164人 (-19) |
| 女 | >>> | 24,617人 (-29) |
| 世帯数 | >>> | 14,581 (-1) |

ふるさとの

風景

天山山頂からの眺め

シリーズ 28



小城市市民憲章

小城市は、秀峰天山と有明の海、田園に恵まれ、伝統、文化、自然と調和のとれた美しいまちです。

私たちは、小城市民であることに誇りと自覚と責任を持ち、平和を願い、未来へ向かって前進するまちを築くため、この憲章を定めます。

- 一 豊かな自然を大切に、環境にやさしいまちにします。
- 一 歴史と伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化を創造するまちにします。
- 一 健やかな心と体をつくり、福祉の充実したまちにします。
- 一 働くことに喜びと誇りを持ち、活力あるまちにします。
- 一 思いやりの心を持ち、認め合い笑顔が輝くまちにします。

(平成19年4月1日制定)